

健生発0626第6号
令和6年6月26日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

「理容所及び美容所における衛生管理要領」等の一部改正について

理容所及び美容所における衛生管理については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号）に基づき、営業者に対する適切な指導をお願いしているところです。

今般、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、「理容所及び美容所における衛生管理要領」及び「理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和43年9月18日環衛第8140号厚生省環境衛生局長通知）の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、理容所及び美容所における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

- (参考①) 7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表(理容師法等関係抜粋)
- ・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表(2022年12月21日)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表2	19	美容師法	厚生労働省	第12条の3第1項	美容所における管理美容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	令和6年度 4月～6月	常駐専任－ 厚生労働省 4	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表2	22	理容師法	厚生労働省	第11条の4第1項	理容所における管理理容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	令和6年度 4月～6月	常駐専任－ 厚生労働省 4	告示、通知・通達等 の発出又は改正

- (参考②) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について
- https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/77bcb85a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330_meeting_administrative_research_outline_01.pdf

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号）
新旧対照表

新	旧
理容所及び美容所における衛生管理要領	理容所及び美容所における衛生管理要領
第 1 ・ 第 2 （略）	第 1 ・ 第 2 （略）
第 3 管理	第 3 管理
1 施設、設備及び器具の管理 （略）	1 施設、設備及び器具の管理 （略）
2 従業者の管理	2 従業者の管理
(1) （略）	(1) （略）
(2) 開設者は、従業者又はその同居者が <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者である場合は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務</u> に従事させないこと。	(2) 開設者は、従業者又はその同居者が <u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはペストの患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業</u> に従事させないこと。
(3) ・ (4) （略）	(3) ・ (4) （略）
第 4 ・ 第 5 （略）	第 4 ・ 第 5 （略）
第 6 自主的管理体制	第 6 自主的管理体制
1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。	1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
2 大規模な理容所又は美容所の開設者は、理容師法及び美容師法の規定に基づく管理理容師又は管理美容師のほか、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。 <u>なお、管理理容師又は管理美容師が行う業務のうち、第 3 の 2 の（１）及び（３）並びに第 4 の 1 の業務は、デジタル技術等を活用して適</u>	2 大規模な理容所又は美容所の開設者は、理容師法及び美容師法の規定に基づく管理理容師又は管理美容師のほか、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。

切に業務を行うことができる場合は、当該業務についてオンライン実施・兼任により対応できるものであること。

- 3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

- 3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和43年9月18日環衛第8140号）

新旧対照表

新	旧
理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について （昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知 令和6年6月26日健生発0626第6号 一部改正） 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。 第1 （略） 第2 運用上留意すべき事項 1 管理理容師及び管理美容師について (1) （略） (2) 同一人が、同時に2以上の理容所又は美容所の管理理容師ま	理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について （昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知） 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。 第1 （略） 第2 運用上留意すべき事項 1 管理理容師及び管理美容師について (1) （略） (2) 同一人が、同時に2以上の理容所又は美容所の管理理容師ま

たは管理美容師となることはできないこと。

なお、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」
（昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号）の別紙「理容所及び美容所
における衛生管理要領」第 6 の 2 のなお書きの場合について
は、この限りではないこと。

2・3（略）

たは管理美容師となることはできないこと。

2・3（略）